

理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県スポーツ協会（以下「この法人」という。）の定款に定めるもののほか、この法人の理事会に関する事項について定めることにより、その円滑で適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度6月及び3月の年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から招集の請求があったとき、又は請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、全ての理事をもって組織する。

(招集者)

第4条 理事会は、理事長が招集する。ただし、第2条第3項第3号の規定による場合は理事が、同項第4号の規定による場合は監事が招集する。

2 理事長は、第2条第3項第2号又は第4号の規定により招集の請求があった場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が欠席した場合における議長はあらかじめ指定された副理事長が、又理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から選出された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第10条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第16条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって別表に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した理事長、副理事長及び監事は、これに署名又は電子署名しなければならない。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(権限)

第15条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職を行う。

(報告事項)

第16条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(事務の処理)

第17条 理事会の事務は、事務局長が処理する。

(改廃)

第18条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和3年6月22日から一部改定して施行する。